

設立の経緯から足もとのあゆみ — 昭和初期の混乱の中で中小企業を支えるために設立。そして株式会社形態に移行して14年

設立の経緯

昭和初期、度重なる恐慌により、中小企業の経営が悪化。中小銀行の整理が進み、中小工業者に対し十分な資金が行き渡らなくなり、多くの中小企業が危機的状況に陥っていました。そのような中、1936年に設立されたのが商工中金です。商工中金は設立直後から、普通銀行には困難な長期・無担保貸付を実現。世論の期待に応え、中小企業の窮状を救う金融機能を発揮しました。

以来、様々な変化のもとでも、お客さまとともに、お客さまのためにある金融機関です。



足もとのあゆみ

2008年10月	協同組織金融機関から株式会社形態に移行、株式会社商工組合中央金庫としてスタート
2011年 3月	東日本大震災発生、東北地方太平洋沖地震災害対策本部を設置 ※2011年5月13日、東日本大震災災害対策本部へ名称変更
2015年 5月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化方針を維持しつつ、危機対応業務の的確な実施のため、政府は、当分の間、必要な株式を保有）
2016年 4月	熊本地震発生、熊本地震災害対策本部を設置
2016年10月	危機対応業務における不適切な手続きによる貸付が発覚
2018年 5月	ビジネスモデル等に係る業務の改善計画を提出
2018年 6月	本部組織の再編成を実施
2018年10月	商工中金経営改革プログラム（前中期経営計画）公表
2020年 1月	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置 ※2020年3月19日、新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口へ名称変更
2022年 5月	新中期経営計画公表

商工中金の特性

協同組織金融機関としてあゆみを始めて以来、85年超の時をかけて形づくられた特性。

その特性を活かし、長期的視点で、経済的価値だけでなく、社会的価値や働き手の幸せも、お客さまと伴走しながら創出していく当金庫は、他に類をみない独特な金融機関です。

これからも、お客さまのニーズに応え、安心と豊かさを生み出すパートナーとしてあり続けます。

お客さま 事業や経営環境を理解し、長期的視点で伴走できる金融機関との取引を重視

商工中金の特性とお客さまのニーズがマッチ



「他に類をみない
独特な金融機関」

特性 1 全国展開 環境変化に強い融資ポートフォリオ
● 地域、業種、融資規模の分散

特性 2 株主構成 マーケットに左右されない経営体制
● 非上場、株主資格制限

特性 3 事業性評価 お客さまの経営課題の解決を通じた企業価値向上への貢献
● 財務構造改革、経営改善支援、成長投資に対する支援
● 地域金融機関との連携協業体制
● 全国・海外ネットワークを活かしたソリューション提供
● セーフティネット機能の発揮

商工中金の完全民営化について

株式会社商工組合中央金庫法の概要

商工中金の目的

株式会社商工組合中央金庫は、その**完全民営化の実現**に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社です。

政府保有株式の扱い

- 政府は、その保有する商工中金株式について、商工中金の目的達成に与える影響及び市場の動向を勘案しつつ、これまでの具体的な処分期限に代えて、できる限り早期に**全部処分**するとされています。
- 一方で、政府は、**政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに**、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する**金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるもの**とされています。
- また、政府は、当分の間、危機対応業務を実施する民間金融機関の状況、危機対応準備金への出資状況、商工中金による危機対応業務の実施状況、商工中金の財政基盤、中小企業等の資金余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務の的確な実施のために必要な商工中金株式を保有するものとされています。

業務

2008年の株式会社化に際して、貸出、預金、為替、保証などフルバンキングサービスを更に充実。また、2015年5月に成立した改正法において、危機対応業務を的確に実施するための措置がなされています。

商工中金の中小企業金融機能の根幹を維持するための措置

- 主たる貸付対象をメンバー（株主である中小企業団体とその構成員）に限定。
- 商工債発行を継続。
- 中小企業等協同組合などによる商工中金の代理業務を継続。

危機対応業務を的確に実施するための措置

- 商工中金は、当分の間、その目的を達成するため、危機対応業務を行う責務を有します。
- 政府は、今後、適当な時期に、危機対応業務の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、所要の措置を講じることとされています。

適正な競争関係の確保

- 商工中金は、当分の間、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを求められています。